

弁論のかたち

最高裁判所判事

滝 井 繁 男

私は、この15の椅子の一つに座ることに なる前には、ほぼ40年間弁護士の職にあっ た。そして、その間、大法廷を含めて何回 か当事者席に立って弁論をする機会を得た。

今、この15の椅子の一つに座って、当事

者席から発言した頃のことを思 い起こす。初めてそこに立っ たとき、この椅子は、遠く、 そして高いところにある ように見えた。

最高裁判所の法廷に は、他の法廷とは異な る独特の雰囲気があっ て. 限られた時間内に どのような弁論をする のが有効適切なのかは, 当事者にとっては悩ましく 思うことが多い。

そのためであろうか、裁判所 から予め提出した書面に補足して陳述 することがないかと尋ねても、「ない」とい う返答が返ることが多い。

精根を傾けて作成した書面には、付け加 えることはないということかもしれないが、 尋ねた立場に立つといささか淋しいと思う こともある。

予め提出された書類の要約という弁論も

少なくないが、提出された書類は既に十分 に読んでいるのであるから、その要約は、 補足して陳述を求める趣旨には合わないの ではなかろうか。やはり、強調したいと思 うことを提出済みの書面と別の切り口で論

じられるものは心に残るものである。

弁論の生命はその論理性にあ る。しかし、それは説得のた めのものであり、 論理性だ けで十分というものではな

い。論者の情熱とか説得 する者として弁えるべき 誠実さといった、理論に は表れないものにも説得 力を感じることがある。

最近は、パソコンを用い るせいか、総じて書面は長い。 もとより長ければ説得力がある というものではない。長文の書面

には深い推敲の跡がないと感ずること が少なくない。弁論となると、冗長なもの は長い書面以上に始末に悪い。限られた時 間内に、論点を的確に指摘した弁論を聞く と、書面とは違う深く染みいるものを感じ るのであって、かつて自分が当事者席から した弁論がどう受け取られたか、と振り返 ることがあるのである。